

YouTube「【公式】豊島区教育委員会事務局チャンネル」運用要綱

令和3年10月22日
庶務課長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、YouTube「【公式】豊島区教育委員会事務局チャンネル」(以下「本チャンネル」という)を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 本チャンネルの運営主体は豊島区とし、運用管理者は教育部庶務課長とする。運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。

2 アカウント名は、「【公式】豊島区教育委員会事務局チャンネル」とする。

(運営主体の明示)

第3条 第三者によるなりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運営主体として本チャンネル名を区公式ホームページに明示する。

(配信内容)

第4条 本チャンネルにより区民等に発信する情報はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 豊島区教育委員会事務局(区立小学校、中学校、幼稚園を含む)が作成した豊島区の教育に関連する動画(ライブ配信含む)
- (2) 各課又は他団体等が制作した動画で、庶務課長が豊島区の教育に寄与すると認めたもの
- (3) その他、庶務課長が適当と認める動画

(制限事項)

第5条 本チャンネルは配信のみを行い、配信した動画に対するコメントは許可しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めがない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。